

個別給水契約制度のご案内

大口使用者の使用量増加を促進し、水需要の拡大を目的とします。
基準水量を超過して水道水を使用した場合、超過分を低廉な料金とします。

○個別給水契約制度をご利用いただける方

- ①市営水道を1年以上ご使用いただき、1カ月の平均使用水量が2,000^m以上の方
 - ②地下水等から市営水道へ切替えし、1カ月2,000^m以上の使用が見込まれる方
 - ③水道料金、下水道使用料、市税などの納め忘れのない方
 - ④平成26年10月1日以降、新たに地下水等の専用水道を設置されない方
- ※①又は②に該当し、かつ、③及び④に該当する方

○申込み

個別給水契約申込書の提出をお願いします。

申請内容を審査し、個別給水契約決定通知書でお知らせします。

○契約期間

契約日から3月31日までとなりますが、1年間の自動更新を2回行います。



○個別給水契約制度のメリット

- ①毎月検針毎月納付か隔月検針隔月納付かを選択できます。
- ②基準水量を超えて、市営水道をご使用いただくと、超過分の従量料金単価が、
税込 214.5円/^m ⇒ 税込 83.6円/^m となります。

◇基準水量

前3年の最も多い検針月の使用水量(2ヶ月分)の平均(4,000^mを下限とします。)

※渇水などにより、基準水量を調整させていただく場合があります。

算出例(2カ月計算)

(税込)

75mm、8,000 ^m 使用	◎個別給水契約なし	◎個別給水契約あり 基準水量が ³ 6,000 ^m の場合	差引増減
基本料金	88,000 円	88,000 円	
従量料金 20 ^m 以下	122.1円 × 20 ^m = 2,442 円	122.1円 × 20 ^m = 2,442 円	
21~40 ^m	154.0円 × 20 ^m = 3,080 円	154.0円 × 20 ^m = 3,080 円	
41~60 ^m	181.5円 × 20 ^m = 3,630 円	181.5円 × 20 ^m = 3,630 円	
61~100 ^m	206.8円 × 40 ^m = 8,272 円	206.8円 × 40 ^m = 8,272 円	
101~2,000 ^m	232.1円 × 1,900 ^m = 440,990 円	232.1円 × 1,900 ^m = 440,990 円	
2,001~6,000 ^m	214.5円 × 6,000 ^m = 1,287,000 円	214.5円 × 4,000 ^m = 858,000 円	
6,001~8,000 ^m		83.6円 × 2,000 ^m = 167,200 円	
合計(納付額・税込)	1,833,414 円	1,571,614 円	-261,800 円

(お知らせ)

平成26年4月1日以降、水道水と地下水等を併用して使用しようとする場合は、あらかじめ水道事業管理者(市長)に協議し、管理者の同意を得ていただくことになりました。(伊那市水道事業給水条例第6条)